

李朝の綿作の動向と対日織物貿易及び

日本の初期綿作の特質について

金 永 徽

はじめに

朝鮮前期の綿作に関する研究はまだ数量的に少なく、主に朝鮮後期ないし朝鮮末期の研究がなされているのが現状である。⁽¹⁾ 李朝前期の綿作に関する古典的な研究として高承済氏の『李朝綿業史の研究』⁽²⁾があげられるが、高承済氏の研究は停滞的な論の展開によって、李朝綿業の衰退過程と商業的農業の未成熟のあいだを交流していた歴史的動因を把握することに注意を注いでいると批判されている。しかし、同氏の研究は膨大な資料収集による綿作の波及過程の実証的な研究によって明らかにされた点が多く、李朝前期の綿作に関する研究の出発点になっているものと思われる。

テキストは高承済氏の論稿を踏まえ、李朝の対日貿易を通じて早い時期に木綿の種子が日本に伝来されたものと予想されるにもかかわらず、長い年月、日本に綿作が定着しなかった原因を李朝の対日貿易における綿布の移出にみ、一五世紀

後半以降、対日綿布貿易が行き詰まりをみせるにつれて日本がどういうふうに対応し、ひいては日本の初期綿作がどういう形で展開されるかについて、李朝の綿作の動向と関連して検討しようとするものである。

注(1) 開成基『朝鮮農業史研究』、權泰楹『韓国近代綿業史研究』、

沢村東平『近代朝鮮の棉作棉業』、梶村秀樹「李朝末期の綿業の流通及び生産構造—商品生産の自生的展開とその変貌—」(『韓国近代経済史研究』所収)、「東洋文化研究所編『東洋文化史紀要』四六冊所収」。

(2) 高承済「李朝綿業史の研究」(高承済「近世韓国産業史研究第一編所収」)。

一、李朝の綿の伝来と綿作の展開

(一) 綿の伝来と綿産地の形成

高麗朝(九三五—一三九二) 恭愍王十三年(一三六四)、文益漸によって初めて朝鮮半島に綿の種子が伝来されたのはよ

く知られている。彼は郷里の慶尚道晋州で二年間にかけて綿の栽培に成功し、種子を郷里の農家に配付して綿作の普及を図った。以後、綿作は慶尚道晋州を中心として次第にその周辺地域に波及されていったものと思われるが、高麗末年にいたるまでの綿作は産地を形成するまでには至らず、綿布は奢侈的な衣料品として扱われ、婚礼服などに用いられる貴重品であった。

高麗朝を次いで樹立された李朝政府は一五世紀初頭から綿作の発祥地である慶尚道の綿布田に対して免税措置を行うなど綿作の育成に力を注いだ。世宗七年（一四二五）編纂の『慶尚道地理志』によると、慶尚道の六六の州縣の内一〇の州縣に綿産地がみられ、田税として綿布を納める州縣が六四も数えられるなど、一五世紀の二〇年代には慶尚道を中心に綿産地が形成されるようになったことがわかる。世宗十四年（一四三二）の『世宗実録地理志』には、慶尚道に一三箇所、全羅道に二七箇所（五六州縣の内）、忠清道に三箇所（五五州縣の内）の綿産地が数えられるなど、一五世紀の三〇年代には慶尚・全羅・忠清の下三道にわたって綿作が普及することになった。

こうした下三道の綿産地を中心とする綿作の普及によって綿布が大衆衣料として次第に重要な位置を占めるようになってくる。世宗一二年（一四三〇）に綿布一匹の価格は米三石

九斗に相当したが、世宗一八年には「民間布価 米則五六斗豆則十余斗 田税之布 准十五斗豆三十斗 似為過多 更以來十斗 豆二十斗為定」とあるように、綿布一匹の価格は米で五斗六斗までに暴落するが、こうした綿布の価格の暴落は綿作の普及によって綿布の生産量が増大してきたことを物語るものであると思われる。とくに世宗一八年（一四三六）ごろには綿布が布貨として基幹的な位置を占めるようになり、大衆衣料として正布（麻布）を凌駕するようになるのである。

(二) 北方地域への綿作の拡散

以上のように、一五世紀の三〇年代にいたるまで下三道を中心に綿作の産地が形成されるようになったが、世宗一七年（一四三五）を転機として、北方地域への綿作の拡散政策が政府の主導で進められるようになる。

李朝は明朝に対する隸属関係から脱却することを建国当初から国是の基本課題としたため、「国家要塞之地」である西北面（北方地域）の国防政策が緊急な課題とされ、西北諸州に築城工事が盛んに展開された。軍人と農業労働力をも動員した築城工事は農業生産力の減退をもたらしながらも一五世紀初頭から一六世紀後半にいたる約二〇〇年間にかけて新築と改築を繰り返しながら綿々と続けられた。北方地域は農業

生産力が極めて低く、凶作年になると農民の逃散が激しかったところであるが、北方辺の軍事力強化政策の推進にともなう北方地域に常に定数の農民を確保する必要に迫られた。そこで李朝政府（世宗）は農民の逃散を防止するため北方地域の農民に耕種法を教諭し、自然的限界を押し切つて綿作を普及させることで農業生産力を安定化させるといつた農業開発政策と合わせて、下三道人の北方地域への移住政策を強力に推進した。

綿作の北方地域への拡散は李朝前期を貫流する重要な産業政策であったが、綿作の限界地である北方地域に綿作を定着させるのは容易なことではなかった。世宗は下三道から収集した綿の種子を北方地域へ送付し、官が先に栽培することによつて一般農民の綿作を誘導しようとした。しかし、こうした世宗の意欲的な北方地域への綿作の拡散の試みにもかかわらず、綿作は一〇年余過ぎてもその成果が望ましくなかったようである。世宗は北方地域の農民の綿作に対する無関心に対して嘆き、今度は官主導ではなく、平安・咸吉の兩道に居住している下三道人をして綿作を行わせて原住民にも綿作を誘発しようとした。こうした李朝政府の北方地域への綿作の拡散政策は意欲さえあれば可能であると信じていたからであるが、その後にも平安・咸吉の兩道に対する綿作拡散の試みがずつと行われる。

しかし、北方地域の綿作は成宗（一四七〇～一四九四）初年にいたるまで普及されず下三道からの入居者の間でその命脈が維持されているだけであつた。成宗朝からは下三道からの入居者が綿作に成功していることを出発点として積極的に北方地域の綿作政策が進められ、慶尚・全羅・忠清三道の木綿種子をそれぞれ二〇石ずつ備蓄させ、これを西北三道に送付して栽培させることを指示している。また慶尚・全羅の兩道に唐綿種を一斗ずつ下送して道内で栽培させ、毎年収穫した種子を進上させたが、これは綿種の品質改良の目的の外に、寒冷な地域にも適応力の強い遼東産の綿種を培養することによつて西北道に綿作を普及させようとする意図のあらわれであり、李朝政府の北方綿作拡散の悲願が窺える。

成宗朝の北方綿業政策は世宗代と同じく北方徒民政策の推進と表裏をなしていた。北方徒民策が成宗六年（一四七五）から論議され、同一五年から平安道・黄海道入居を、同一九年から咸吉道入居が進められたが、成宗二十一年（一四九〇）にいたるまで北方綿作は余り成果をあげなかつたようである。ところが、燕山君八年（一五〇二）まで下三道から北方地域へ一、六〇〇戸（二万二〇六一人）の農家が移住しており、このような移住政策の進展は北方地域の農家経済が漸次安定化していく過程にあることのあらわれであるが、それは同時に綿作の普及の拡大を間接的に指標するものと思われる。

しかし、中宗朝（一五〇六～一五四四）になると北方綿作政策に修正が加えられる。中宗三年（一五〇八）、咸吉道へ木綿の種子の送付を中止して平安道と黄海道に綿作政策を集中的に試みる。これによって平安・黄海地方の綿作適地では西北綿作地帯の中心となる基盤がこの時期に形成されたと推定される¹⁶。

時代が下って、宣祖三〇年（一五九七）には凶作年の被害を少なくするため綿の育成期間の短い種子の開発も進められたが、宣祖二八年（一五九五）には黄海・平安・咸吉の北三道にわたって貢租として綿布が徴収され、咸吉道の南関数郡の綿作地で下三道と変わらない程の開花結果があったと伝えられているなど、一六世紀の九〇年代には北三道で綿布が租税の徴収対象になる程綿作が普及することになるのである。李朝のこうした長年にわたる北方綿作の拡散政策遂行は、遼東（中国）地方で綿作が行われていたことと、下三道からの移住民の間で綿作が行われていたことなどが、失敗を繰り返しながらも一五世紀の三〇年代から一六世紀の末にいたるまで北方綿作政策を存続させた歴史的背景であったと思われる。

(三) 一七世紀以降の綿作の動向と綿布収奪の強化

すでに述べたように、一五世紀の三〇年代三道を中心として産地を形成するまでにいたった李朝の綿作は、一六世紀の

九〇年代には北三道までに普及することとなったのであるが、一六世紀末の壬辰倭乱（文祿・慶長の役）による長い戦乱によって李朝の耕地の荒廃化が急速に進んで農業生産力の減退をもたらすこととなった。戦乱による農業生産力の低下は綿作にも多大な影響を及ぼし、綿作の急激な衰退を招いたことは容易に推察できる。

一七世紀の二〇年代以降は「遠山作木近沿作米」の原則に基づき、全羅・慶尚道の綿産地では山郡に綿作を集中させ、平地においては水利条件と土壌が不良な荒田は綿作地として利用され、米作の可能な土地に綿作を行うことを厳格に制限した¹⁵。また綿作農民は度重なる凶作のため綿作の專業化を回避して綿作付率を減少させ、綿作形態は胡麻・粟・豆・麦などと間作・混作の形態を取るのが普通であった¹⁶。こうした綿作形態は、間作・混作の形態を取ることによって土地生産性を高める必要に迫られたものと思われる。

一七世紀の中頃から、李朝政府は木綿の種子を中国の瀋陽・遼東などで購入して全羅・慶尚道の綿作農家に配布するなど、綿作の生産力向上に意欲的な態度を示したが、それと並行して綿作農家に対する収奪も厳しくなってきた。顯宗九年（一六五二）、綿作の中心地である湖南地方（全羅道）では未成年者までを軍役の対象に仕立てて軍保布（兵役の代わりに納めた布で壬辰倭乱をきっかけに施行）を徴収し、さらに「白骨

徴布」「族徴」「隣徴」などといったような過酷な綿布収奪が行われた。

以後、綿作農家に対する収奪の手は緩められず、一七世紀末から一八世紀初期にかけて軍保布の納入対象者が全国で三〇万人であったのが、一八世紀中頃には五〇万人に増加するなど軍保布徴収の弊害は激しくなる一方であった。このような軍保布の徴収強化は「二年納貢一年選上大率三年必一敗家」といわれ、綿作農家は過重な負担に耐えきれず没落するものが続出した。また徭役の代わりに戸を単位に収められた戸布は家族数に基づいて徴収されたが、土豪や富農は戸布の賦課対象から除外されたため零細農民にかかる負担はさらに加重したのである。

ところが、一八世紀中頃までに綿布一匹が米一石に相当していたが、一九世紀中頃には米五石に相当するようになり、こうした綿布価格の騰貴は、綿作の減少にともなう綿加工の衰退を予想させる。このような状況の中で「綿作の生産力は品種に大いに左右されるものであり、中国の綿種に比して優れた日本綿種を導入すべき」と、一部では綿作の生産力向上への動きもあったが、一九世紀中頃から李朝末期にかけて急激に衰退に向かうようになるのである。

注(1) 『太祖実録』卷一四、太祖七年六月丁巳条。

(2) 『高麗史節要』卷三五、洪武二四年三月条。

(3) 金柄夏『李朝前期対日貿易研究』四六頁、『韓国研究叢書』第二十六輯所収。

(4) 『世宗実録』卷七三、世宗一八年閏六月甲申条。

(5) 金柄夏前掲書、四三頁。

(6) 高承済『李朝鉷業史の研究』二二八～二三五頁（高承済『近世韓国産業史研究』第三編所収）。

(7) 高承済『李朝線業史の研究』二五～二六頁（高承済『近世韓国産業史研究』第一編所収）。

(8) 『世宗実録』卷六八、世宗一七年九月庚辰条。『世宗実録』卷七一、世宗一八年正月壬申条。

(9) 『世宗実録』卷一三、世宗二八年八月壬寅条。

(10) 『成宗実録』卷五四、成宗六年四月己巳条。

(11) 『成宗実録』三七、成宗五年正月己巳条。(12) 『成宗実録』卷二二七、成宗二年二月丁未条。

(13) 間成基『朝鮮農業史研究』三一〇頁。

(14) 柳夢寅『黙好稿』安辺稿「安辺三十二策」種木綿。

(15) 『仁祖実録』卷一二、仁祖四年三月癸亥条。

(16) 閔成基前掲書、二九四～二九八頁。

(17) 『仁祖実録』卷四四、仁祖二十一年二月丁未条。

(18) 高承済前掲書、六六頁。

(19) 『栗谷全書』卷五、疏之割三。

(20) 高承済前掲書、一〇五頁。

(21) 徐有矩『林園經濟志』展功志卷三。

表一 李朝前期の対日織物貿易の推移

一四一八	吉見昌清、島津元久、平満景の使者に綿布三二五匹回賜。琉球国王の使者に綿布三五一匹回賜。この年に李朝から綿布一、五三九匹と麻布七五四、綿紬八五四が日本へ移出
一四一九	綿布四一二匹と麻布二八匹、綿紬八五四移出
一四二〇	綿布二、二八〇匹と麻布七〇匹、綿紬一〇匹移出
一四二一	綿布五、四三〇匹と麻布二〇〇匹移出
一四二二	未詳
一四二三	綿布二、六四〇匹と麻布二四、六五六匹、綿紬一七〇匹移出
一四二四	綿布一三〇匹と麻布六、六五八匹、綿紬五三匹移出
一四二五	麻布三、九七二匹と綿紬三五匹移出
一四二六	綿布六匹と麻布一、七二五匹、綿紬二〇匹移出
一四二七	綿布八〇匹と麻布一、〇一六匹、綿紬一〇匹移出
一四二八	左衛門太郎、平満景、宗金などの使者が銅二八、〇〇〇斤をもたらして綿紬二、八一〇匹、麻布五、二四六匹回賜
一四五〇	日本国王使に綿紬一〇、〇〇〇匹回賜（麻布にして三、〇〇〇匹分、綿布にして一五、〇〇〇匹分に相当）
一四五一	島津貴久の使者に綿布二、三九四匹回賜
一四五三	琉球の使者に綿布三、八六〇匹と麻布七、七一九匹、綿紬二、五七七匹回賜
一四五六	琉球の使者に麻布九〇、〇〇〇匹回賜。藤九郎は銅をもたらして綿布支給を希望
一四五九	山名教豊が綿布と綿紬一、〇〇〇余匹を請求
一四六〇	山名教豊が綿布と綿紬一、〇〇〇余匹を請求

一四六五	大内氏の使者に綿布五四二匹回賜、麻布一、〇八〇匹は回賜を断る
一四六九	世祖朝(一四五六—一四六八)末期に琉球に綿布一〇、〇〇〇匹と綿袖五、〇〇〇匹回賜。日本国王使に綿布二、〇〇〇匹と麻布二、〇〇〇匹、綿袖五〇〇匹回賜
一四七〇	琉球の使者に綿布一〇、〇〇〇匹と綿袖五、〇〇〇匹回賜。日本国王の使者に綿布二、〇〇〇匹と麻布二、〇〇〇匹、綿袖五〇〇匹回賜
一四七一	伊勢守源政親の使者が綿布五、〇〇〇匹と綿袖三、〇〇〇匹、苧布一、〇〇〇匹、米五、〇〇〇石を請求して綿布一、〇〇〇匹と麻布一、〇〇〇匹、米五〇〇石支給
一四七二	琉球の使者に綿布三、〇〇〇匹と苧麻布五〇匹、綿袖一、〇〇〇匹回賜
一四七三	守護京極佐々木氏が綿布要請
一四七四	日本国王使に綿布と麻布一、〇〇〇匹回賜
一四七五	日本からの六五両の金の輸入代価として二七、一〇八匹の綿布を移出
一四七六	三七、四二匹の綿布移出。対馬の使者が綿布と綿袖一〇、〇〇〇匹を請求したが、綿布三、〇〇〇匹と綿袖一、〇〇〇匹支給
一四七七	琉球の使者に綿布四〇〇匹と苧麻布三〇匹、綿袖二〇〇匹回賜
一四七八	大内政弘に綿布・綿袖・麻布六〇〇匹支給
一四七九	琉球の使者に綿布二〇〇匹と苧麻布三〇匹、綿袖一〇〇匹回賜
一四八一	対馬の宗貞国の特使に綿布三〇匹と麻布三〇〇匹、綿袖二〇〇匹回賜
一四八二	対馬の宗貞国の特使に綿布三、二〇六匹と綿袖一、四二六匹回賜
一四八三	対馬の宗貞国の特使に綿布一、〇〇〇匹と綿袖五〇〇匹回賜
一四八四	対馬の宗貞国の特使が金四五挺と銅二駄を贈呈して綿布支給を要請
一四八五	毎年五〇万匹の綿布が日本へ移出

一四八八	夏三朔の間に一〇万匹の綿布が日本へ移出。対馬の宗貞国の特使に金六二挺（一挺は四二文目）と朱紅二二〇裏を進上した代価として綿布六、二二二匹（金の代価）と麻布四九四匹（朱紅の代価）支給
一四八九	銅二万斤を進上した少弐氏の使者に回賜として綿布・綿袖・麻布で支給したが、その受取を拒否し、結局綿布だけで支給。金二斤八兩を進上した日本の使者に綿布一、〇〇〇匹支給。平茂統が銅一、七六〇斤を進上して綿布四八〇匹を支給され、皮古三甫羅が銅四、九一一斤を進上して綿布一、三三九匹支給される。対馬の宗貞国の特使に金七〇挺と朱紅一、三六〇裏を進上した代価として綿布を支給
一四九〇	一月に対馬の宗貞国の特使が金八二挺と朱紅五二四裏を進上として綿布で支給してくれることを要請（この公貿易価は綿布で一〇、七五〇匹）したが、李朝は綿布・麻布・練袖で支給（対馬の宗貞国の特使は、日本には絹布と麻布はあるが、木綿はないから木綿をもって回賜してくれるようにと要請）。二月に対馬の宗貞国の特使が、金二六斤四〇文目（一三四挺）と朱紅三〇〇裏、銅一、一〇〇斤を進上して綿布だけを要請して綿布一〇、九〇六匹が支給される
一四九二	宗貞国の特使が金と朱を進上して綿布だけを請求して一五、二四五匹の綿布支給
一五〇〇	宗貞国の特使が銅一一万斤を持ってきて公貿易を要請
一五二三	日本国王の使者が金・銀を進上したのに対して一〇万匹の綿布が回賜される
一五二五	日本国王の使者に八五、〇〇〇匹の綿布回賜
一五二六	日本から銅の輸入の代価として五、〇〇〇匹の綿布移出
一五二八	日本国王の使者に六〇、〇〇〇匹の綿布回賜。大内氏・少弐氏の使者が公貿易だけで綿布二二、五〇〇匹が支給される
一五三八	少弐氏の使者が銀三七五斤をもたらして（代価は綿布で二四、〇〇〇匹相当）その三分の一だけ公貿易を許可される
一五四二	日本国王の使者が銀八万兩と硫黄二〇万斤をもたらして銀一五、〇〇〇兩だけ公貿易を許可されて綿布六万匹が支給される
一五四三	日本国王の使者に綿布四五、〇〇〇匹支給。少弐氏の使者に綿布二〇、〇〇〇匹支給
一五四四	一五四〇年代に公貿易を通じて一年間に日本へ移出される綿布は船舶で六・七隻分に達する
一五五一	日本へ綿布移出

一六〇九 己酉約条が締結され、毎年五六、〇〇〇匹の綿布を移出する契約を結ぶ。

* 『朝鮮王期実録』金柄夏 『李朝前期対日貿易研究』四七〜五九、一七三頁。高承濟 『李朝綿業史の研究』(『近世韓國産業史研究』第一編、四八〜五九)。槐村秀樹 『李朝末期の綿業の流通及び生産構造』(『韓國近代經濟史研究』一一九頁)。森克己・沼田次郎編 『對外關係史』(『体系日本史叢書』第五卷、一〇九〜一五五頁)。佐々木銀弥 『中世衣料の生産と流通』(『紡織』講座・日本技術の社会史、第三卷、五八〜五九頁)。永原慶二 『綿作の展開』(『紡織』講座・日本技術の社会史、第三卷、七〜七三頁)。

* 琉球との織物貿易は参考までに載せる。

二、李朝の対日織物貿易と貿易統制

(一) 李朝前期の対日織物

李朝前期の対日関係は倭寇の禁止と被虜の送還などによる端緒が求められる。¹⁾ 倭寇の略奪は高麗朝末期に一層激しく高麗王朝を衰退させる一つの大きな要因となったが、前王朝を継承した李太祖(朝鮮の初代王)は建国早々、日本に倭寇禁止を求める交渉を始めた。李朝政府は倭寇の首領や倭寇と関係のある西日本の豪族に官職(名譽職)を与え、通商を許可するなど懐柔ないし善隣策を実施した。²⁾

こうした李朝太祖の対倭寇懐柔政策は伝統化し、日本から国王使(足利將軍使)、諸巨首使(畠山氏、細川氏、左武衛氏、山名氏、京極氏、少貳氏、大友氏、小早川氏などの使)、諸首使(歲)遺船定約者)、對馬島宗氏使、受職人などの使送(通信、朝見の名目で李朝に渡来した日本人)の渡来が頻繁と

なった。³⁾ 彼ら使送たちは善隣を盾にして朝貢的性格の公貿易に従事したわけであるが、こうした対日貿易を通じて多くの織物類が日本へ移出されることになったのである。

李朝の対倭寇懐柔善隣政策は成功し、世宗朝(一四一九〜一四五〇)になると、倭寇の脅威は殆んどなくなったが、李朝に渡来する使送は次第に増加して世宗二十年(一四三九)には一三〇〇余人にも上ったといわれる。⁴⁾

彼ら使者一行の所持物は二、三〇〇駄程度で、所持が多ければ回賜品が多くなり、国家財政に打撃を与えることになるため、これを統制しなければならなかったが、あまり効果がなかったようである。

世宗二九年(一四四七)ごろには日本の使者の所持物の半分または三分の一を保留させても年間三〇〇〇余駄以上にも上り、世祖元年(一四五六)には六、一一六人の使送が李朝に渡来したといわれる。⁵⁾

第一表でみるように李朝の対日綿布移出は、太宗一八年(一

四一八)、吉見昌清らの使者に綿布三一五匹を与えたのが初見であるが、太宗一八年にいたるまでは綿紬と苧麻布が主に移出され、一回の取引量もまだ少なかった。

世宗朝(一四一九〜一四五〇)に入つて対日貿易が活発になるにつれて織物類の移出量が次第に増大してくるが、世宗五年(一四二三)以降、李朝政府の綿布支出の抑制策によつて綿布移出が激減した。この段階は慶尚南道を中心に綿産地が形成され、一五世紀の三〇年代にかけて綿布が次第に大衆衣料として定着する時期であるが、奴婢身貢や布貨位田で主に正布(麻布)が徴収されたため綿布の収入はまだ少なくなかつた。また対野人関係や国内の需要が多かつたため、日本の使者に対する綿布の回賜を制限しなければならなかつたのであるが、一五世紀の三〇年代以降、積極化された北方防衛の軍事的財源としての綿布需要が増大してきたため世宗朝末期に至るまで綿布の対日移出を抑制しなればならなかつた。しかし、苧麻布や綿紬を李朝が一方的に支給したのではなく、綿布輸入量が増加し、多数の日本人が綿布の真価を知るまでは苧麻布や綿紬を請求することが少なくなかつた。そこで李朝政府は正布と綿布で綿紬を購入して綿紬を確保し、日本人の要求に応じたのである。

しかし、対日貿易を通じて綿布の需要が次第に高まつてくるにつれて世宗二九年(一四四七)一月から奴婢身貢(奴婢

八公賤)が徭役の代わりとして納める貢物)が改定されて麻布とあわせて綿布や綿紬も収めることになった。世宗二九年には奴婢二人が綿布一匹を納めたが、世祖朝(一四五六〜一四六八)になると綿布の対日輸出量が激増して奴は綿布一匹と米二斗、婢は綿布一匹と米一斗に増額されることになった。¹⁷⁾この奴婢身貢を納める奴婢の数は、朝鮮初期の太宗一七年(一四一七)に二万六千人であつたが、世宗二年(一四三九)には二万人、世祖七年(一四六二)には二〇万人、成宗一五年(一四八四)には三五万人に増加した。こうした奴婢身貢は李朝政府の綿布収入の最も重要な財源であつた。日本の使者は世祖朝(一四五六〜一四六八)からは回賜品として綿布の支給を希望するようになるが、李朝政府の綿布収入も増大してきたため、要求に応じて綿布を支給する政策に転換することになった。

やがて、第一表でみるように成宗朝(一四七〇〜一四九四)になると織物の対日移出は激増してくる。成宗一六年一〇月現在、司瞻寺が保有していた奴婢身貢の綿布は七二万余匹であつたが、同一七年に日本へ公貿易を通じて移出された綿布は五〇万匹以上にも達したのである。同一九年には司瞻寺の保有綿布八〇万余匹のうち夏の三カ月間だけで一〇余万匹の綿布が移出され、この外にも軍需や賞賜、奉禄、対野人関係

などの需要で綿布の不足が深刻な問題となったのである。

そこで財政的な危機を感じた李朝政府は綿布移出の抑制政策を強行する一方、その補完策として成宗一六年(一四八五)には正式に私貿易を許可し、またこれと並行して日本の使者のもとならず貿易品の価格の引き下げや慶尚道を中心とした強力な綿布徴収策が行われたのである。

第一表でみる織物の移出は公貿易の一回の支給量の多いものだけを記入したもので、この外にも密貿易や私貿易を通じて、または支給された綿紬や正布を途中で綿布と交換して持ち帰ったものも少なくなかったようである。

こうした多量の織物(とくに綿布)の日本移出のため、成宗二〇年ごろからは三〜四升の粗悪綿布(普通五升布が基準)が出回るようになり、この頃渡来する日本の使者は粗布より精密な高級綿布で支給されるのを希望するようになった。⁽¹⁰⁾またこの頃のもう一つの特徴は綿紬・正布での回賜を拒否して綿布だけの支給を要請するようになったことである。

もともと李朝の対日貿易は基本的に公貿易で朝貢的性格のものであったが、成宗期末期から交隣ないし朝貢的性格が後退し、次第に商行為的性格が強くなり、日本の使者は李朝を相手に価格交渉をし、所持物品の値上げを要求することが度々起こったが、一六世紀に入るとこうした商行為的性格が顕著となる。

(二) 一六世紀の対日織物貿易と貿易統制の強化

成宗朝の急激な対日織物輸出の増大は李朝の財政に深刻な打撃を与え、織物(とくに綿布)の対日移出を統制しなければならなかったが、李朝の対日貿易統制は一六世紀に入って一層厳しくなる。

李朝は建国初期から明朝に対する金銀歳貢の調達のため、金銀などの貴金属の採掘に旺盛な熱意を示し、東北面の端川をはじめとして、全国各地で未開発の鉱山に対する大規模な試掘作業が行うが、殆んど効果があがらないまま失敗に終わる。明朝に対する金銀歳貢の調達に困った李朝政府は一五世紀初頭から聖節使を明朝に派遣して「金銀本国自來不産」であるから他の土産物に代替してくれることを要請したが、交渉はうまく運ばず、金銀の鉱山の開発と免貢交渉のどちらに重点を置くべきかを確定できないまま深刻な苦悩に陥ることになった。その後、李朝政府は積極的に鉱山の開発に取り組む一方、明朝に金銀の歳貢の免除の交渉を継続的に続け、世宗十一年(一四二九)には、遂に念願が叶えられ、「金銀、既非本国所産、自今貢獻、但以土者効誠」することを宣言するに至った。金銀歳貢の免除によって金銀の採掘は殆ど停止されるが、こうした鉱業開発の消極政策によって、金銀だけでなく銅鉄の採掘をも停滞させることになった。⁽¹²⁾

李朝政府は一五世紀後半の成宗朝以来増大してきた多量の綿布移出を抑制するため、燕山君九年（一五〇三）明朝に対する「皇帝若知本国産銀則必使貢之其患不少」を押し切つて端川銀鉱を本格的に開発するに至つた。⁽¹³⁾李朝の抑鉱政策の緩和は対日綿布貿易の危機を克服する対応策であつたが、このような綿布移出の対日移出の抑制政策は日本の貿易商人にも大きな打撃を与えたものと思われる。

こうした李朝の綿布移出の抑制の強化政策は、中宗五年（一五一〇）、三浦の乱が勃発する一つの大きな原因になつたものと思われる。三浦の乱を契機に李朝の対日貿易の統制政策は一層強化され、二年後の中宗七年八月に壬申条約が締結され、従来の対馬の權益は大幅に減少して歳遣船や歳賜米が半分に削減された。⁽¹⁴⁾しかし、三浦の乱以降対馬との關係を和解させるという口実で日本国王使の渡来が頻繁になつた。日本国王の使者は渡来するたびに金・銀・銅などをもたらしては綿布の支給を要求し、日本に移出される綿布は膨大な量に上つた。また彼らは公貿易の外に私貿易や密貿易も行って加徳島（現、釜山市）を中心に行われた密貿易を通じて多くの綿布を持ち去り、綿布が「空っぽ」になる場合もあつたといわれる。⁽¹⁵⁾

すでに述べたように李朝政府は建国当初から「国家要塞之地」である西北面（北方地域）の築城工事が盛んに展開され

たが、中宗十年（一五一六）からは李朝の北進防衛強化策が再確認され、綿布の北送量が増大するようになったため、綿布を全面的に軍事財源に転化すべく極端に綿布移出を抑制することとなつた。こうした李朝の極端な綿布移出抑制政策の結果、日本は中宗十年（一五五一）、慶尚道に一、三〇〇余人の兵士を駐屯させて對抗する事態まで発生するのである。⁽¹⁶⁾

その後、光海君二年（一六〇九）に己酉約条が締結され、対馬が再び朝鮮貿易独占することになつたが、李朝は禁寇政策の一貫として対馬を慶尚道の属州に編入させ、対馬の宗氏を特別に優待した。李朝は日本と光海君二年（一六〇九）に毎年五万六、〇〇〇匹の綿布を移出する契約を結んでいるが、日本へもたらされる綿布量は次第に減少していき、一七世紀初期以降の対日綿布貿易は対馬を通じてその命脈をかううじて維持するにとどまり、李朝の対日綿布貿易は次第にその終焉を告げるようになるのである。

注(1) 森克己・沼田次郎編『対外關係史』体系日本史叢書五卷、九四頁。金柄夏『李朝前期対日貿易研究』一頁。

(2) 金柄夏上書、一、一〇頁。

(3) 同上二二頁。

(4) 『世宗実録』卷八五、世宗二十一年四月甲午条。

(5) 『世宗実録』卷一一八、世宗二十九年一月乙卯条。『世祖実録』卷二、世祖元年二月乙酉条。

(6) (7) (8) 金丙夏前掲書、四九七五二頁。

- (9) 『成宗実録』卷一九七、成宗一七年一月辛亥条。
 (10) 金丙夏前掲書、五六頁。
 (11) 同上二四～三〇頁。
 (12) 高承濟『李朝欽業史の研究』二二三～二四頁(高承濟『近世韓國産業史研究』第三編所収)。
 (13) 『中宗実録』卷二一、中宗一〇年二月丙申条。
 (14) 金丙夏前掲書、五七頁。
 (15) 『中宗実録』卷五四、中宗二〇年五月己巳條。同書卷二一、中宗六年一月戊辰条。同書卷二三、中宗一〇年六月癸亥条。同書卷五四、中宗二〇年四月戊申条。
 (16) 『明宗実録』卷二二、明宗六年一〇月戊寅条。
 (17) 梶村秀樹前掲書、一一九頁。

三、日本の綿作の開始

(一) 綿作の開始

日本で綿作が始まったのは、明応三年(一四九四)に越後で実綿の流通記録が発見されたことをはじめとして、一六世紀初頭から一六世紀末期にかけて東日本の各地で綿の栽培を窺わせる記録が次々と発見されており、遅くとも一六世紀初頭までには遡れよう。大坂周辺地域でも永正七年(一五二〇)の三川木綿の表現をはじめとして、天文九年(一五四〇)の摂津の小妻木綿、永祿三年(一五六〇)の三河木綿などの表現が文書のなかに現れている。また四国や九州でも慶長二年

(一五九七)に土佐「長宗我部元親百箇条」のなかで木綿記録が見つかり、天文一六年(一五四七)に筑後田尻親種の「参府日記」の木綿百数十反の記録や、肥後においても文祿二年(一五九三)に加藤清正の朝鮮出兵の最中に肥後に送った書状のなかで木綿の栽培を窺わせる表現があり、慶長二年(一五九七)に薩摩の木綿記録など、日本の綿作は一六世紀初頭から一六世紀末期にかけて東北を除けばほぼ全国的に展開することとなったが、分布状況は東日本の方がやや優勢であるというのが通説になっている。

初期にみられる綿作関係の史料が三河から東日本にかけて集散的に発見されていることについて、小野晃嗣氏は『本邦木綿機業成立の過程』のなかで「草綿花は朝鮮より輸入せられたものと考えるのを妥当と見るべきにもかゝらず、機業中心が九州方面に存せずして、かへつて遥かの東国に偏在してゐる事実を想起して疑問を懐かざるをえない」「九州方面に於ては、盛んなる海外交通によつて、朝鮮或は支那より、良質なる木綿布が多量に輸入せられてゐる。この良質なる輸入綿布に圧倒せられて、九州方面に於ける機業化の発展が東国地方に於けるほどに急速に行われなかつたのではないか」「国内木綿の栽培が三河からはじまり東国にかけて展開し、西国方面はのちまで優良な唐木綿に依存し、国内産は遅れた」と述べられておられるが、これに対して永原慶二氏は「九州

地方がとくに立ちおかれていたかどうか、また東国・東海地方、とくに三河が戦国（近世初期）において日本における木綿の主産地として圧倒的な地位を確立していたかどうかは慎重な検討の余地がある」とされたうえで、「なぜ綿作・綿織物生産は、比較的短期間にかくも広範な地域に広まったのか、そして、近世におけるその後の展開を展望すれば、そのような広範な展開にもかかわらず近世中期（元禄期）には、なぜ東国・九州・四国などの綿作・綿織物生産の地位は低下し、三河などを除けば、主として畿内近国に集中するのであろうか」という形に問題の設定をし直す必要がある」と述べられておられる。同氏は「国内の木綿栽培は九州からはじまり、殆ど同時期に各地に種子が伝わり綿作が行われたのではないか」と、日本綿作の始まりを三河にみる小野氏の論に対して反対されている。また同氏は一六世紀における木綿生産の広まりの背景にはそれを促進する根強い要求があり、戦国大名たちにとって木綿の軍需品としての用途はとりわけ重要で必要不可欠なものであったと指摘されている。

(二) 初期綿作の特質

すでに述べたように、日本は一五世紀初頭から李朝の綿布を輸入することになったが、応仁の大乱（一四六七—一四七七）のなかで兵衣の不足が深刻となり、応仁の乱を契機として木綿の軍需品としての認識が強くなり、急速にその需要が

高まり、戦国大名たちは先を争って李朝に綿布を求めたものと思われる。応仁の乱以降、日本から輸入した綿布は莫大な量に上ったため、財政的危機をもたらした李朝政府は綿布移出の抑制政策を施行するにいたったのである。日本は李朝の綿布移出抑制政策と対抗しながら執拗に綿布を求めてきたが、一六世紀初頭から李朝の北方防衛政策推進にともなって極力綿布移出が制限されることとなり、一五一〇年には三浦の乱が勃発する事態にまでいたったのである。三浦の乱以降においても李朝の綿布移出抑制政策のまゝに、一五五一年に日本は一三〇〇人の兵士を慶尚道に駐屯させて危機一髪の險悪な雰囲気を漂わせる事態が起こっているのである。

このように李朝からの綿布輸入の道が一六世紀初頭から中葉にかけて行き詰まりをみせているのと合わせて考えると、李朝からの輸入綿布への依存が望めなくなった戦国領主たちにとって、兵衣を始めとする軍需品としての木綿の需要に応じるためには、領国内での綿作を強力に推進することによって打開していかなければならなくなった。初期の綿作はその殆んどが戦国大名たちの本拠地を中心として展開されており、そこには軍需品としての需要を満たすための戦国大名主導による綿作の開始の道があったように思われる。

以上のような木綿の軍需品としての用途は、日本の中世末期の一六世紀の段階において、ある一部の地域に綿作が偏在

することなく、ほぼ同時期から日本全域にわたって綿作が活におこなわれるようになった一番大きい原因であるようにと思われる。

やがて全国が統一され、近世の平和な時代がやってくる、軍需物資としての綿作に変化が生じることになる。統一権力によって軍需品の需要に応じるための綿作の展開は望むところではなかったであろう。永原慶二氏は、「江戸前期を木綿栽培の開始と広まりとする通説的理解を訂正する必要がある、一六世紀の木綿の展開の度合いを大きく評価すべき」^①「木綿の場合は商品的性格が濃かったと思われる点がとりわけ重要」とされている。勿論、江戸前期の綿作が一六世紀の綿作の展開の基盤の上に立って、綿布の輸入過程を通して伝播されたであろうと予想される大陸の綿作・綿業技術とがあまり、近世前期の早い時期から着々と根を下ろしていったものと思われるが、中世の軍需品としての綿作と近世の一般百姓の衣類源としての綿作は、その性格の面において区別する必要があるのではないかと思われる。

近世初期から一七世紀後半にかけて大坂周辺の先進農村地域を中心に産地集中が進行して綿作・綿業地帯が形成され、関東や九州などの綿作地帯は衰退ないし姿を消すこととなるが、大坂と江戸が物資の二大集散地として全国的な集荷・販売網を整備する以前の一七世紀の段階にあつて大坂周辺の先

進農業地域を中心に綿作地帯が集中し、なぜ関東や九州の綿作地帯が衰退ないし姿を消さなければならなかったのか疑問が残るのである。

寛永五年（一六二八）の幕府の定書に、一般百姓の衣料を布（麻地）と木綿に限るといふ布令は、木綿の軍需品としての用途の国民衣料への転換を意味するものと解釈することはできまいか。木綿は近世の労働集約型の小農経営に適合的であり、商品生産的性格をもつ利潤追求型作物であるが、大坂周辺の畿内農民こそいち早くから綿作の担い手としての適合的な技術的条件を備えていたであろう。こうした所与の条件が一七世紀における綿作の畿内集中をもたらした要因になつたと思われるが、技術的条件の遅れていた地域ではこれに対抗しきれず、綿作の持つ商品的性格のため衰退ないし姿を消すこととなつたものと思われる。

注① 岡光夫「綿作技術の展開」一三八～一四五頁（『日本農業技術史』第三章所収）。永原慶二「綿作の展開」七四～八八頁（『紡織』講座・日本技術の社会史第三卷所収）。

- (2) 同上。
- (3) 小野晃嗣『本邦木綿機業成立の過程』三二五～三三〇頁（『日本産業発達史の研究』所収）。
- (4) 永原慶二前掲書、八七～八八頁。
- (5) 同上、八八頁。
- (6) 永原慶二「新・木綿以前のこと」一〇四頁。

(7) 同上、一〇八―一四頁。

(8) 同上、一〇四頁。

(9) 「徳川禁令考」二七七―二七八号。

おわりに

以上、述べてきたように、日本の綿作は李朝の対日綿布貿易に規定されて、綿布の輸入の道がうまくいったときには輸入綿布に依存して国内の綿作が展開されることはなかったが、李朝の対日綿布移出の抑制政策によって日本国内での従来の綿布の需要に応じられなくなり、戦国大名主導による綿作が急速に展開されることになったのである。日本は一五世紀末から一六世紀にかけて中国から唐綿布を輸入しようとする動きが強まって、一六世紀の中ごろには文献のかなに唐綿布の記録もみられるが、中国（明朝）は伝統的に綿布の対外移出を厳禁してきたので、日本が中国から綿布を移入する唯一の道は中国の南方の海岸地帯での海賊行為に頼らなければならなかった。

日本の綿作の開始は李朝をして綿布の対日移出という重荷から開放されることになったのであるが、時代が下がって文化十二年（一八一五）、安芸国安芸郡仁保島村向灘浦の漁夫作蔵が朝鮮方面に出漁して伝えたといわれている「朝鮮種」は日本の在来綿種に比して収穫が多く、練粉歩合（実綿から練

綿を得る割合）が高く、栽培においても土質をあまり選ばず、虫・風・水・旱害などに強く、非常に優れた品種であったといわれる。その後、「朝鮮種」は幕末から明治初年にかけて品種改良され、瀬戸内農村はもとより、山陰地方や大坂周辺から上総にわたる綿産地に普及され、ローカル品種の殆んどを一掃し、大正年間に日本の綿作が消滅にいたる最終の段階まで残存するほどすぐれた品種であったといわれている。

日本の中世には木綿が一般的に「モンメン」と呼ばれたが、「モクメン」でも「モメン」でもなかった点から韓国語の発音に類似していた。また日本は李朝から木綿の種子が伝来された可能性が強く、日本の綿業は李朝と密接な関係にあり、李朝の影響下に成立したといえよう。

今後の課題として文化年間に安芸国に伝播された「朝鮮種」が瀬戸内沿岸農村や大坂周辺地域の綿作地帯に具体的にどういう影響を及ぼしたかについて、朝鮮後期の綿作技術や綿作経営形態を日本のそれと関連させながら検討していきたい。しかし、そこには時代のずれや政治的・地理的環境の違いなど克服しなければならぬ点が多々残されており、今後究明されるべき課題はあまりにも大きい。